

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和 7 年 1 月 29 日

全国健康保険協会富山支部
支部長 毛呂 聡史

1 調達内容

(1) 調達件名

産業廃棄物（廃プラスチック類）収集・運搬・処分業務委託

(2) 数量

予定重量 340 kg 廃棄回数 1 回

(3) 仕様等

仕様書による

(4) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

(5) 受け渡し場所

富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 1 階

(6) 見積競争方法

見積金額は、単価とする。

見積書を提出期限内に提出し、全国健康保険協会会計規程第 32 条の規定により作成された
予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

見積書には、仕様書の予定数量から収集・運搬、処分等に要する一切の諸経費を含めた、
1kg 当たりの単価を記載すること。

なお、相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、
参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約
金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2 参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。

(2) 産業廃棄物の積み込み場所と荷下ろし場所を管轄するそれぞれの都道府県知事の許可を受け、
廃プラスチック類の収集運搬が事業範囲に含まれている産業廃棄物収集運搬業者であるとともに、
処分施設のある場所を管轄する都道府県知事等の許可を受け、廃プラスチック類の処分が事
業範囲に含まれている産業廃棄物処分業者であること。

(3) 処理施設等が富山県内にあること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- (6) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (7) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク、ISO／IEC27001 又は JIS Q27001 のうちいずれかの認証を取得していること。
- (10) 上記(9)を取得していない場合は、様式2「個人情報保護に係る届出について」を当支部へ提出し、事前に当支部の了承を得ること。(提出された書類により個人情報保護に関する取扱いが今回の調達内容にそぐわないと当支部で判断した場合は見積競争参加を不可とする。)
- (11) 今回処理を委託する相当量以上の廃プラスチック類について、運搬及び処分を処理日当日で処理することが可能であることを証明できること。(実績等)

3 仕様書等の交付、見積書の提出場所等

(1) 仕様書の交付

〒930-8561 富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 6 階
全国健康保険協会富山支部 企画総務グループ 担当 土江
電話 076-431-6156

※ 郵送での仕様書交付を希望する者は、案件名、送付先等(事業所名、担当者名、連絡先等)を記載し、FAX にて交付依頼を行うこと。 FAX: 076-431-5274

(2) 仕様書に関するお問い合わせ先

全国健康保険協会富山支部 レセプトグループ 担当 清澤
電話 076-431-5272 FAX 076-431-6158

(3) 見積書提出期限

令和7年2月13日(木) 午前11時

(4) 見積書提出者に要求される事項

この見積競争に参加を希望する者は、参加資格確認のための書類を、様式1「見積競争参加申込書」(仕様書交付時に配布)により作成し、見積書提出時に提出しなければならない。参加資格に関する証明等は当支部において審査し、採用し得ると判断された参加者の見積書のみを契約決定の対象とする。

参加者は、当支部担当から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

4 その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会富山支部宛に提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。
- (2) 見積書提出後の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (3) 予定重量の増減については、異議を述べることはできない。
- (4) 契約保証金 免除

- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 見積結果については決定業者にのみ連絡をする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （１） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （２） 破産者で復権を得ない者
- （３） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （１） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- （２） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- （３） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- （４） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- （５） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- （６） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- （７） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。